（型式指定の変更の承認）

第四十三条の二の九　［略］

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～八　略］

九　当該申請に係る型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書

［十・十一　略］

［３・４　略］

（品質管理の実施の記録の保存）

第四十三条の二の十二　指定製造者等は、当該型式設計特定容器等が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定容器等が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第四十三条の三の二　法第四十三条の二十六の四第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

［一～八　略］

九　廃止措置期間中に性能を維持すべき使用済燃料貯蔵施設（第四十三条の三の五及び第四十三条の十二の二において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十・十一　略］

十二　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

［十三・十四　略］

（廃止措置計画の認可の申請）

第四十三条の三の五　法第四十三条の二十七第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　廃止措置対象施設及びその敷地

［略］

四　性能維持施設

五　性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

［略］

六　［略］

七　［略］

八　［略］

九　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十　［略］

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～五　略］

六　性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

（型式指定の変更の承認）

第四十三条の二の九　［同上］

２　［同上］

［一～八　同上］

九　当該申請に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書

［十・十一　同上］

［３・４　同上］

（品質保証の実施の記録の保存）

第四十三条の二の十二　指定製造者等は、当該型式設計特定容器等が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定容器等が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質保証の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第四十三条の三の二　［同上］

［一～八　同上］

九　廃止措置期間中に機能を維持すべき使用済燃料貯蔵施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十・十一　同上］

十二　廃止措置に係る品質保証計画

［十三・十四　同上］

（廃止措置計画の認可の申請）

第四十三条の三の五　［同上］

［一・二　同上］

三　廃止措置の対象となる使用済燃料貯蔵施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

四　［同上］

［号を加える。］

五　［同上］

［号を加える。］

六　［同上］

七　［同上］

［号を加える。］

２　［同上］

［一～五　同上］

六　廃止措置期間中に機能を維持すべき使用済燃料貯蔵施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書